

第1回 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 議事録（概要）

日時 平成29年11月29日（水）10時00分～12時00分

場所 鎌倉市役所 本庁舎2階 全員協議会室

出席 深野会長、亀山副会長、浅川委員、大道委員、奴田委員、波多辺委員、牧田委員、矢澤委員
＜事務局＞

松尾市長

環境部 石井部長、植地次長、佐藤次長

ごみ減量対策課 内海担当課長、吉田担当係長、野田担当係長、安倍担当係長、中村職員、國井職員、大高職員

環境施設課 谷川担当課長、脇担当課長、水島担当係長

環境センター 二階堂担当課長、朴澤担当課長、青木担当課長補佐

傍聴者 5名

議題 (1) 鎌倉市災害廃棄物処理計画の改訂について

その他 (1) 事業系ごみ処理手数料の改定等について

会議の前に、松尾市長が委員への委嘱状を手交しました。また、会長には深野委員、副会長には亀山委員が選任されました。会議及び会議録については、原則公開することとなりました。

議題 (1) 鎌倉市災害廃棄物処理計画の改訂について

事務局から資料1-1 鎌倉市災害廃棄物処理計画（素案）について説明した後、質疑応答を行いました。

深野会長：これから皆様方のご意見を伺いますが、その前に橋詰委員からご意見をいただいておりますので、事務局からご説明いただけますでしょうか。

安倍担当係長：お配りしました資料をご覧ください。橋詰委員から今朝送っていただいたメールの内容になります。「本日の審議会は欠席させていただきます。災害廃棄物対策計画案について、大部でするので十分に読み切れておりませんが、一読して特段違和感はありません。ただ、どうしても、かなりの規模の災害が起きた場合、近隣市町村においても同様に被害が生じており、支援が期待できない、あるいは鎌倉市からの支援を求められるという状況が想定されてしまいます。そこは、県（または先般の法改正により、環境省が直轄で行うケースも導入されましたが）の出番かもしれませんが、そうした災害規模と、国・県・市のかかわりについては、この計画が主たる対象ではないかもしれない市民はもとより、プロにとっても分かりにくいのではないのでしょうか。そこで、例えば、「廃棄物処理法、災害対策基本法の平成27年改正の概要」等で説明されている図を用いると、少しは分かりやすいのではないのでしょうか。改訂スケジュールを見ると、まだ意見を申し上げる機会がありそうですので、気づいた点があれば、その際に申し上げます。」ということです。続いて裏面をご覧ください。橋詰委員がおっしゃっていた内容に該当するものをコピーさせていただきました。災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方を示したものです。縦軸は発生する廃棄物の量で、上に行くほど多いというものです。横軸は災害の規模で、右に行くほど大きいと

いうものです。一番左から見ますと、あまり被害のない小規模な災害の場合、廃棄物処理法に基づく平時の備えで対応できる内容です。次に通常起こり得るやや大きめの規模の災害は、地方自治体の判断になりますが、廃棄物処理法に基づく特例措置を使用する場合があります。その次に規模が大きくなっていきますと、地方自治法に基づく市町村から都道府県への事務委託になっていきます。また、政令指定ということで阪神・淡路大震災のマグニチュード7.3、震度7で廃棄物の発生量も1,500万トンの規模になりますと、災害対策基本法に基づき処理指針を策定、特例基準を適用することになります。これ以上の規模である、東日本大震災、南海トラフ巨大地震、首都直下地震では、さらに災害対策基本法に基づく環境大臣による代行を実施する等、規模によって県や国が代行を実施する場合があるというのを図で示したものです。橋詰委員からのご意見は以上です。

深野会長：それでは皆様のご意見・ご質問を伺います。平成19年に災害廃棄物等処理計画ができ、10年経っての改訂ということになります。平成19年の計画策定の際には、阪神淡路大震災、平成16年の台風22号・23号等が要因となりました。その後、東日本大震災が起き、その他何回かの災害を踏まえて、国の計画も取り入れたうえでの改訂ということです。ご意見・ご質問をお願いします。

浅川委員：災害時の廃棄物処理については、この様な形で計画を作るとはとても大事なことです。東日本大震災の後に仙台市の方のお話を伺ったときに、計画を作っておいてよかったとおっしゃっていました。計画が立てられていたために、初動が迅速にできたようです。素案の7ページに記載がある通り、鎌倉市には最終処分場がありません。阪神淡路大震災の時に神戸市が比較的早く復旧できたのは、海面に埋め立て処分場を持っていて、がれきの処理が速やかにできたためと聞いたことがあります。そういう意味で最終処分場がないということは難しい条件だと思います。それに対する対応として素案の7ページに書いてある通り、リサイクルという方法があります。このリサイクルは資源を無駄にしないためのリサイクルではなく、処理をしていくための処理方法としてのリサイクルです。その場合大事なのは、一時仮置場を確保することと、一時仮置場でその後の処理を厳格に進めるためには分別をして仮置きをすることが必要なことだと思います。一旦混ぜて置いてしまうと、その後も全部混ぜて置かれてしまうのはどこでも起こり得ることです。そのようなことを市民の方にも周知をして、行政として準備することはとても大事だと思います。一時仮置場の確保は鎌倉市の条件として大変難しいという話ですが、それでも必要なものです。普通だったら使えないような場所でも、大規模な災害の場合には使わざるを得ないという状況もあるので、そういうことも含めて整備する必要があると思います。市でできない場合は県にお願いする方法もあると思います。神奈川県は大丈夫だと思いますが、県は廃棄物の処理を実際には行っていませんので、求めても適切な対応が取られなかったということが東日本大震災の時はあったようです。県との十分な連絡・調整が必要だと思います。一次的には市が想定していくことが大事だと思います。

大道委員：基本的な内容はかなり網羅されていると思いますが、足りない部分もあると思います。7月に集中豪雨の被害が出た福岡県朝倉市を見てきました。鎌倉にも山がありますが、現地も山の上からも赤土が見えるくらい土砂が降りてきて、10月に行った時にまだ車が屋根しか見えないほど土砂に埋もれている状況でした。復旧計画があるにもかかわらず、まだ幹線道路しかできていない状況です。杉が多い場所で、筑後川の土手にがれきが延々と積み上げられて

いました。それを少しずつ丸太状に切って再利用を呼びかけています。電力会社がチップにして少しずつ使うと言っていますが、とても数年で片付く話ではないと思います。被害のあった地域は5年前に同じような災害が起こっています。5年前には鉄橋も流されて1～2日鉄道も通らなかったのですが、その経験を生かして計画を立てたと聞いています。今回はそれを上回る被害が出てしまったということです。素案については、鎌倉市内のコンパクトな対策という形でできていますが、もっと甚大な被害を想定して計画するべきだと思います。この計画と共に対策を市民に事前に周知することが必要です。こういう場合はこうすればいいという情報が頭に入っていれば混乱しなくて済むと思います。啓発の部分は後ろの方に書かれているのですが、それが一番重要な部分かと思いました。この場合にはこの場所にこういう形で持つて行くという最低限の周知を市民に行うべきではないかと思いました。これだけでは不足かと思います。

深野会長：2点の意見が出ました。1点目は計画を作っておいてよかったという仙台市の方からのお話がありましたが、仮置場の整理や県との連携が必要とのことでした。もう1点は、福岡県朝倉市の現場を見て、想定以上に甚大な被害が出る可能性があるという考えを持って市民に周知、啓発活動を行うことが重要ではないかという意見がありました。事務局の方でこの2つの点についてお考えや感想があればお聞かせください。

内海担当課長：県との連携についてですが、県は東日本大震災や昨今の大災害を受けまして神奈川県災害廃棄物処理計画を今年3月に策定しました。市とも綿密に意見交換をしながら災害が広域に及んだ場合の連携について作ったものです。今後も機会がある毎に訂正・修正を加えていければよいと思います。また、この計画を作る際に神奈川県地震被害想定調査報告書が平成27年にできました。こちらも大災害を受けて県下全市町村の被害想定を調査した結果をまとめていますので、県もこれまでより市町村との連携の必要性を感じているように思います。今後もしろいろな機会を通じて連携していきたいと思っています。素案の中で、D.Waste-Netの説明をさせていただきましたが、これは東日本大震災を受けて平成27年9月に設立されました。現地での支援など県を通して要請することになっているのでこちらも活用していこうと考えています。また、市民への周知ですが、廃棄物減量化等推進員の会合の中でこの計画についてディスカッションをしていただきました。今後も年に4回ある会合のうち1回はこの議題を取り上げることによって、推進員を通じて市民に周知していければと考えています。ごみ減量通信や広報等による周知も行っていきたいと思っています。

奴田委員：災害については、自治会等で対策を行っています。自治会の自主防災組織などで年数回の災害訓練を行っています。自分の身を守るのがまず一番ですが、訓練や自主防災組織の中で災害廃棄物が出たらどうするかという話をしておくともっと幅広くできると思います。話の規模が大きすぎて難しいと感じました。この地域はどこに避難するという話はしても、その後の廃棄物をどうするかまでは考えていませんでした。仙台や福島へ視察に行った時に見ましたが、あれだけの膨大な廃棄物を人間の手で動かせるものではないと思います。鎌倉市も対策を考えていただければありがたいと思います。

深野会長：昔は、災害は忘れた頃にやってくると言いましたが、今は忘れる前にやって来る切迫した状況です。自治会等の活動の中でも皆さんの理解と協力が必要だということを常時周知する必要があると強く感じました。

矢澤委員：町内会の立場からしますと、仮置場の絶対数が足りないということは認識しておりますが、

実際これは公表されているのかどうか、自主防災組織で防災マニュアルを作っていて、避難場所などを町内会毎にまとめています。自分の町内会に仮置場があるかないかによって、そこに避難していいかという話が出てくると思います。仮置場の候補地について、どのように知ることができるのか教えてください。

大高職員：平成 19 年に策定した処理計画とそれに基づく参考資料の中では、候補地のリストアップはしていますが、公表はしていません。情報公開請求により閲覧できるよう整備はしています。

安倍担当係長：今回の改訂にあたって、候補地のリストアップということで、例えば 1000 平米以上の平地で仮置場として利用する可能性があるところは関係課に照会をしています。回答を得てから、いずれ参考資料という形で公表したいと考えていますが、リストに載っているからといって必ず仮置場になるという訳ではありません。発災後は、まず緊急避難することが大事ですので、広場を使っただくことはできると思いますが、生活を立て直していくなかで、がれきや粗大ごみを排出する場所が必要になった際に、リストの中から調整をしながら場所を決定し、周知をするという段階を踏む必要があります。リストに載っているところが仮置場になるかどうかはその時の状況次第になります。

矢澤委員：例えば市が保有している笛田公園のグラウンドなどであれば誰が見ても利用できると思いますが、民間の工場などの空いている土地についても、候補地として使用できるよう調整をしてほしいと思います。

安倍担当係長：民間につきましても平常時から協定を結ばせてもらい、災害時に使用できるよう進めさせていただきたいと考えています。

牧田委員：リストアップされた仮置場の候補地が状況に応じて仮置場になるかどうか、その基準も素案の中に織り込んでいただければ分かりやすいと思います。大道委員がおっしゃったように災害は広域的に起こることが想定されます。鎌倉市は狭い区域の中にそれなりの人口がいて、山なども迫っていますので、逗子市・葉山町との広域ブロックや近隣の協定を締結した自治体について、このレベルであればこうすると想定していますが、本当に足りるのでしょうか。台風 21 号の規模でも、国道 134 号線が通行止めになり、海の浜小屋も流されました。それなりの災害廃棄物が出たと思います。早急に広域での処理による連携ができるということについて組み込んでおいたらよいと感じました。

深野会長：平常時の協定や相互支援が大規模災害となった時に生かされるのかどうか、2 市 1 町で協定を結んでいても、全ての自治体で被害を受けてしまったら協定も何もありません。遠方の自治体等とも協定を結んでいるようですが、協定を締結する際などに、現実的に踏み込んだ話をしているのかどうかお答えいただけますか。

大高職員：素案の 17～19 ページをご覧ください。17 ページに本市が締結している協定を記載しています。横須賀三浦地区における一般廃棄物の処理に関する災害等相互援助協定、姉妹都市との災害時における相互応援に関する協定を記載しております。18 ページには民間団体との協定を記載しております。19 ページには神奈川県が締結している協定を記載しています。締結先との綿密な連携が必要ですので、定期的に連絡を取り合い、担当者の顔が見える関係を作っていきたいと考えています。

安倍担当係長：市が独自に協定を結んでいるのは神奈川県内や姉妹都市になりますが、大規模なものについては、県のレベルで協定を結んでおります。素案の 19 ページにありますように、震災時等の相互応援に関する協定は、関東地方知事会が協定先で東京都や茨城県などの首都圏と締結し

ています。全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定は、全国知事会が協定先となるため、神奈川県内がほとんど被害を受けてしまったという場合には、このような協定を用いながら支援をしていただくことになります。

内海担当課長：素案の18ページの民間団体との協定の2段目に、災害時における廃棄物の処理等に関する協定で協定先が県外の一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬・中間処理業者（3者）とありますが、千葉県の事業者2社と静岡県の実業家1社と災害時の廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分等の協力についての締結について事務を進めておりまして、12～1月には3事業者と締結をする見込みです。県内・県外共に更に締結できる事業者があれば締結していきたいと考えています。

大道委員：道具を使って初めて運搬ができますが、鎌倉市には海岸があるので、例えば船を使って排出するなど港を整備するというような考え方はありませんか。トラック業界等との連携は、陸路がきちんと動いてのことだと思いますが、せっかく海岸があるので、そういう所との協力があってもよいと思います。

内海担当課長：今後検討したいと思います。

奴田委員：由比ガ浜に漁港をつくる話がありますが、予算が足りないということで頓挫しています。災害時に運搬の船を係留できるような場所をつくり、外から物資を運ぶ計画は聞いていませんか。大道委員の話した内容を含めて考えられたらよいと思います。計画が持ち上がってから7～8年は経過していると思います。

波多辺委員：県も国も賛成しているようです。あとは市の方での調整ということですが。鎌倉漁港は跡を継ぐ人が多いにもかかわらず、砂浜に船を運び上げているところは全国的にも珍しいくらいに少ないです。そんな苦勞をして漁業をやっているのが実情ですので、何とか港をつくって漁師の方々にはきちんとした漁港で活躍していただきたいということで検討委員会ができているが頓挫しています。後継者がいるということが非常に魅力だということで、県も国も当時は非常に乗り気でした。災害時には是非とも必要だと思います。災害廃棄物処理計画については、このまま市民の方に伝えたら分かりにくいと思います。実際に災害が起きた場合には具体的に何をやるという事を記載した冊子等を作成してほしいです。災害が発生してから3日くらいはこういうことをしてくださいという内容を市民・事業者へ伝え、行政はこういう事をやりますということを知りやすく周知していただきたいと思います。災害の発生から期間ごとに分けて具体的にまとめてください。それによって初動期の混乱は随分軽減されると思います。

深野会長：この計画を改訂した後、発災後の時期に応じた行動をまとめたわかりやすい冊子等を作ったらよいという提案でした。船による廃棄物の運搬や物資の輸送につきましては、そのような意見があったという事を関係部署に連絡をお願いできればと思います。

石井部長：市民の方にどのように伝えるかは非常に重要だと考えています。大規模災害の場合には、発災後3日間は廃棄物等をクリーンステーションに出さないということが基本にありますから、少なくともこの部分については、ルールだということをお知らせすることは非常に重要だと思います。行動マニュアルのようなものを災害廃棄物処理計画とは別に考えていくことも必要だと思っています。漁港のご意見につきましては、関係部署に情報提供したいと思います。

亀山副会長：周知の重要性につきましては他の委員の皆様のご意見に賛同します。素案の81ページの2連絡手段の例（2）災害時のみのところで、エ災害広報紙とオ広報車が記載されていますが、

私は実際の災害時にはどちらも通用しないと思っています。道路が寸断されているので車が通行できませんし、広報車が通れたとしても、大雨が降っているだけで聞こえなくなりますので、もっと別の手段が必要だと考えます。東日本大震災の時に筑波はだいぶ揺れまして、水道も電気もガスもストップしました。私たちはその時、twitterなどのSNSやメーリングリストが頼りでした。鎌倉市でも緊急時にいろいろな情報を流すSNSのような手段を決めた上で、それらを利用していない高齢者の方々に対する対応を考えることです。日常的に高齢市民向けのスマホ講習会やパソコン講習会等を開催するとよいと思います。廃棄物の話から少し外れますが、防災全般の情報に関する意見としてご検討いただければよいと思います。

内海担当課長：災害対策は総合防災課が担当しています。日常的な講習会などは総合防災課と連携を図りながら実現できればと思います。

安倍担当係長：素案の81ページの2連絡手段の例（1）平常時及び災害時のところに、twitter等と記載しており、災害時のみに災害広報紙や広報車が特別回る場合があるということで記載しました。災害時はこの二つだけということではありません。

大道委員：防災無線がありますが、J-ALERTのようにみんなが注目するような放送手段があるとよいと思います。災害時のみのところに防災無線が入っていません。

大高職員：防災無線について当初は記載を予定していましたが、担当の防災安全課と調整した結果、人命にかかわることが優先であり、今の段階では活用が難しいという回答でした。

波多辺委員：防災無線は反響してよく聞こえません。よく聞こえる設備にしていただけるとありがたいですが、難しいですか。

石井部長：防災無線について、担当は試行錯誤しているようです。機器を良くすることや、男女どちらの声が聞き取りやすいか、話す速度はどのくらいがよいかなど、いろいろと試しています。より多くの方に伝わるように、引き続き検討していきます。

安倍担当係長：廃棄物減量化等推進員の会合にて5回に分けてワークショップを行った際も、毎回その話が出ました。防災無線と同じ内容を防災メールで送っています。防災メールについて周知をすると共に、防災メールであれば災害時の連絡手段として使用できるのかも検討したいと思います。

深野会長：ご検討を進めていただきたいと思います。市民の理解と協力を得ることは重要だということは委員の総意だと思います。素案の83ページの災害応急対応で、災害時にはこのような役割分担をするという環境部内組織体制が載っています。阪神淡路大震災の後、神戸市役所まで辿り着いたのですが、部屋に入ったら職員はぐったりしていました。3日間程度不眠不休で働いていました。職員の方が倒れたら何ともなりませんので、その点はよく注意して対応してもらいたいと思います。災害時の出勤体制は別にあると思いますが、そのようなことも勘案した方がよいと思います。この議題については終了します。

その他 （1） 事業系ごみ処理手数料の改定等について

内海担当課長：当審議会でご審議いただきました、事業系ごみ処理手数料の改定につきまして、前回5月26日の審議会以降の進捗についてご報告いたします。事業系ごみ処理手数料につきましては、10kgあたり210円から250円とする条例改正案を6月議会に上程し可決され、平成30年1月1日に施行することになりました。周知につきましては、広報かまくらや市のホームページ、一般廃棄物収集運搬許可業者に周知するとともに、事業者の事業者訪問の際にお知らせ

をしています。また、当審議会の波多辺委員にご協力をいただきまして商工会議所の会報に掲載をさせていただくなど様々な形で周知を行っております。また、次回の審議会の日程は未定ですので、改めてご連絡いたします。

深野会長：事業系ごみ処理手数料の改定についてのご報告がありました。商工会議所でも周知していただきました。以上で本日予定しておりました議題すべて終了いたしました。今日は第1回目ということでしたが、任期は2年間となります。よろしくお願いいたします。これをもちまして第1回鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。